

21 特殊自然災害対策施設緊急整備事業

【222（150）百万円】

対策のポイント

火山の噴火により著しい被害を受けるおそれがある地域を対象として、降灰被害に対応するための施設整備等を緊急的・集中的に実施します。

<背景／課題>

- ・我が国は国内に110の活火山を有する世界有数の火山国です。
- ・近年、桜島や阿蘇山などの活火山の急激な活発化に伴う降灰等により農作物等への被害や影響が増加しています。
- ・このため、火山の噴火に伴う農作物等への被害を防除・最小化するために必要な施設整備等を緊急的・集中的に実施し、災害に強い農村づくりを推進します。

政策目標

降灰による農作物等への被害が発生するおそれのある農地の減少

<主な内容>

災害に強い農村づくりを推進するため、火山の噴火により著しい被害を受け、又は受けるおそれがあると認められ、活動火山対策特別措置法に基づき都道府県知事が作成する防災当農施設整備計画の対象地域において、被害を防除・最小化するために必要となる洗浄用機械施設等の整備やその他関連して行う基盤整備等を支援します。

補助率：1／2以内
事業実施主体：市町村、農業者が組織する団体等

特殊自然災害対策施設緊急整備事業

趣 旨

- 火山活動の活発化に伴う降灰等により農作物等への被害が発生し、地域経済の基盤として地域生活の安定に欠かせない役割を果たす農業経営に著しい影響
- このため、火山の噴火により著しい被害を受け、又は受けるおそれがあると認められ、活動火山対策特別措置法に基づき都道府県知事が作成する防災営農施設整備計画の対象地域において、農作物等への被害を防除・最小化するために必要な施設整備等を実施し、災害への対応体制を強化

事業内容

- ① 降灰による被害の防除又は最小化に必要な共同利用施設の整備等を実施
- ② 関連する整備等を一体的に実施

【①施設整備等】



被害を防除・最小化させるために必要な洗淨用機械施設整備等を実施

【②関連整備等】



整備効果を一層促進させるため、洗淨用水の供給施設等の関連整備等を一体的に実施

補助率等

農業者が組織する団体等が行う事業に対して、事業費の1/2以内を補助

農林水産省



計画主体
(都道府県)



事業実施主体

事業の対象

- 活動火山特別措置法に基づき、都道府県知事が策定する防災営農施設整備計画の対象地域内の、市町村、農業協同組合、農業生産法人、農業者が組織するその他の団体等